

2023年12月26日

日本共産党鹿児島市議団

団長 たてやま清隆

副団長 大園たつや

幹事長 園山えり

(公印省略)

2024年度鹿児島市予算編成におけた要望書

貴職に於かれましては、市民福祉の向上のために、益々ご精励のことと存じます。

2023年5月8日、新型コロナウイルス感染症が、第5類に移行したものの、インフルエンザの流行と相俟って、感染は持続しており、市民生活への影響は続いています。また本市の10月の消費者物価指数(総合指数)は105(前月比+0.6%、前年同月比2.4%)であり、年間を通じて物価高騰が続き、市民生活を圧迫しています。党市議団が取り組んでいる「市民アンケート調査(12月25日現在、470名回答)」では、「2020年、新型コロナが発生してから、あなたの暮らしはどうなりましたか」の質問に対して、68.9%の市民が「苦しくなった」と回答し、その主な原因として、物価上昇(85.1%)、消費税負担増(37.1%)、公共料金値上げ(35.1%)が示されていることから、今こそ、市民の命と暮らしを守る最優先の市政の確立が求められています。

一方、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化とイスラエルによる国際人道法違反のガザ侵攻など戦争による惨禍と核による威嚇、地球沸騰化が人類の生存を脅かしています。また、国内では「大軍拡・大增税」の推進と原発依存、憲法改悪に固執し、物価高対策に最も効果的な消費税減税を拒否する岸田内閣に対して、政府自民党各派閥の政治資金パーティーの裏金づくりが明るみになったことも相俟って、支持率が急速に低下し、国民の批判が広がっています。

このような国内外の情勢の下で、国の悪政から、市民の命と暮らしを守る防波堤の役割を担う地方政治の確立が求められており、私ども市議団は、そのような見地から、この1年、市長や当局の皆さんと質疑を交わし、その中で、市政の問題点や課題を指摘致して参りました。

つきましては、2024年度の本市の予算編成におけ、市民の皆様から寄せられた要望をもとに、下記の112項目の要望を要請します。今後の予算編成等に反映させて下さいますよう御願い申し上げます。

尚、後日、文書での回答を御願い申し上げます。

記

No.1 信頼とやさしさのある 共創のまち【信頼・共創 政策】 20項目

【地域社会を支える協働・連携の推進】

- ①町内会や地域コミュニティ協議会に「共助」を押付けるのではなく、自主的・自発的な活動に対する「公助」を強化するために、支援の要件をさらに拡充して、予算を増額すること。
- ②NPO 法人等の市民活動団体の社会的役割を評価し「公共施設等活動場所の低廉・無償提供」や「市民・企業等がNPO法人の活動情報を得られる仕組みなどの環境整備」等について、助成要件の拡充と周知を図り、NPO 法人等の育成を図ること。

【自主的・自立的な行財政運営の推進】

- ③マイナンバー制度について、以下の点を要請します。
 - ア、マイナンバーカードの普及と利用拡大は、個人情報漏洩の危険性を一層高めることにつながることから、取得促進を図る誘導施策を中止すること。
 - イ、マイナンバーカードの有無によって、行政サービスに格差（デジタルデバイド）が生じないようにすること。
 - ウ、「政府が、2024年12月2日、健康保険証の廃止を決定した」と報じられているが、紙の健康保険証の廃止による「マイナ保険証」への一体化は、セキュリティ対策や紛失・盗難時の対応、また高齢者施設や問診療時の対応など多くの課題があることから、国に中止を求めること。
- ④本市の個人情報保護について、以下の点を要請します。
 - ア、2023年度から、本市の従前の個人情報保護条例が廃止され、国の個人情報保護法に一元化されているが、本市の個人情報保護が後退しないように努めること。
 - イ、個人情報の保護を強化する立場から「個人情報を、本人以外から収集した場合、目的の範囲を超えて利用される場合、本人への通知義務を求める」規定を、本市の個人情報保護条例に定めること。
 - ウ、情報連携（オンライン結合）を通じて、市民の個人情報を、匿名加工情報として、民間等のビジネスのために提供しないこと。

- ⑤自衛隊への本人の同意のない若者の名簿提供について、以下の点を要請します。
- ア、党市議団の市民アンケートの調査では、市長が「本人同意もなく、自衛隊に18歳の若者の名簿を提供したこと」について、78.5%の市民が「反対」と評価している。18歳・22歳の若者の名簿提供については、法的根拠が明確ではないことから、現在も534の自治体が、名簿閲覧に留めている現状をふまえて、本人の同意もなく若者の個人情報を自衛隊に提供する方針を撤回すること。
 - イ、本人の同意もなく若者の個人情報を自衛隊に提供することの是非について、鹿児島市個人情報保護審議会に諮問すること。
 - ウ、自衛隊への個人情報の提供を望まない若者に対して、「除外申請」の手続き周知の徹底を図るために、「市民のひろば」や市ホームページでの広報と共に、「除外申請」の内容をわかりやすく伝えるチラシやポスターを作成して、高校や専門学校等に配布し、対象者への周知を図るように協力を求め、連携を図ること。尚、学校に通学していない対象者については、DMを送るなどをして、全対象者に名簿提供の方針と「除外申請」の内容が伝わるようにすること。
 - エ、「除外申請」の期間は、令和5年度は、実質4か月であったことから、令和6年度も、4か月間の申請期間を保障すること。
- ⑥現在推進されている「公共施設等総合管理計画」の下で、市営住宅や学校、公共施設の統廃合が進められているが、公共施設は、住民が生活し、地域社会が存続していくうえで重要な役割を果たしているとともに、地方再生の重要な社会的基盤であることから、はじめから「廃止・縮小」ありきの計画ではなく、住民参加・住民合意による施設の維持・更新の計画への転換を図ること。
- ⑦県施行事業負担金は、県が繰越明許を設定した場合、本市は現年度で支払うこととなっているが、県は事業の実績や余った事業費を何に有効活用しているのか開示せず、不透明な支出となっていることから他都市で事例があるように、県が繰越をしたら、本市も繰越し、実績に応じて支払うようにすること。
- ⑧2024年は、市長改選の年です。市長におかれては「鹿児島市長の政治倫理に関する条例」に則り、「政治活動に関し、政治的又は道義的に批判を受ける恐れのある寄附は受けない（同条例第3条3項）」ことを遵守されること。
- ⑨会計年度任用職員制度について、以下の点を要請します。
- ア、令和5年度に再任用されなかった会計年度任用職員が30名であったことは問題です。再任用を希望する全ての職員の雇用継続を図ること。

イ、フルタイム型の会計年度任用職員の拡充を図ること。

ウ、民間労働者に適用される労働契約法第18条をふまえて、自治体業務の専門性・継続性の堅持を図るために、現行の「2回更新、3回目公募」という規定を見直し、雇用不安を解消するために、公募方式を改めること。

オ、「同一労働同一賃金」の原則をもとに、正規職員との給与・休暇等面での格差是正を図ること。

⑩特別職の期末手当の改定に際しては、国の指定職職員に準じて執行するのではなく、本市の特別職報酬等審議会の諮問事項とし、市民への説明責任を果たすこと。

⑪「お悔みコーナー」のさらなる周知を図るとともに、本庁への来所が困難な市民のためにも、谷山支所及び他支所においても、同コーナーの設置ができるように、検討を進めること。

【シティプロモーションの推進】

⑫県外からの移住支援関連予算の拡充を図ると共に、若い世代の転出の増加が続いていることから、とりわけ担い手不足に直面する農漁業、介護、福祉等の事業に従事する若い世代の定着を図るための支援策等の方策を講じること。

【誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の形成】

⑬パートナーシップ宣誓制度について、以下の点を要請します。

ア、令和5年11月30日現在、21組が宣誓されています。さらに市民への理解促進、周知広報に努めること。

イ、市職員が宣誓した場合、他都市でも事例が見られる結婚祝い金や休暇制度など福利厚生等の取組みの促進を図ること。

ウ、宣誓を返還したカップルの公表の在り方については、公表していない自治体もあることから、公表の在り方については見直すこと。

⑭ジェンダー平等の推進を図るために、本市の行政機関、管理職、審議会等へ男女の平等な参加を推進し、女性の管理職比率30%を早期に達成すること。

⑮国連は「性別賃金格差を縮小するための取組みの強化」を求めている。本市においても、会計年度任用職員も含めて、職員の性別賃金格差の実態を明らかにすると共に、今も尚、平均給与が全産業平均よりも低く、女性が多く働く介護・福祉・保育などのケア労働の賃金を上げる方策を講じること。

⑯セクハラ、マタハラ、パワハラ等、あらゆるハラスメントをうまない職場と地域社会をつくるために相談・支援体制の強化を図ること。

- ⑰DVを許さず、被害者救済と市独自のシェルター設置による一時保護、自立支援などDV防止策の充実を図ること。また市営住宅の利用促進を図ること。
- ⑱平和都市宣言の都市として、国連で発効された「核兵器禁止条約」の意義とその内容を、各学校を通じて青少年層や「市民の広場」・市ホームページ等で広く市民に周知を図ると共に、日本政府に対しては、引き続き同条約の批准やオブザーバー参加等を要請すること。
- ⑲憲法9条改憲の動きが強まる中で、憲法9条の「平和主義」を、次世代に伝えるための取組みとして、小中学校等における戦災復興及び原爆写真展等の巡回企画を具体化し、市民の平和意識の醸成を図ること。
- ⑳米軍機の本市上空での低空飛行及びオスプレイの飛行について、以下の点を要請します。
- ア、本市上空は、岩国基地と嘉手納基地間の移動の通り道になっており、空中給油機KC130をはじめとする米軍機が飛行しており大変危険です。同時に入佐町や西俣町では、離島奪還訓練を行う最前線の部隊の輸送機MC130やC130の夜間の低空飛行訓練が常態化しています。令和5年5月23日、入佐町で目撃され撮影された低空飛行訓練は米軍機であったことが明らかになっていることから、航空法違反の低空飛行訓練は、中止するように国に要請すること。
- イ、令和5年11月29日、本市上空を飛行するオスプレイが屋久島沖で墜落し、8人の米兵が犠牲となりました。陸地に墜落していたら大惨事となっていたことから、陸上を飛行しないように国に要請するとともに、製造中止となった危険なオスプレイの全面撤去を国に求めること。
- ウ、米軍機の低空飛行訓練による市民の被害の実態を把握するために、市として直接、防衛省に騒音測定器や監視カメラの設置を求めること。

No.2 自然と都市が調和した うるおいのあるまち【自然・環境 政策】15項目

【ゼロカーボンシティかごしまの推進】

- ①政府のCO2削減目標は「2013年度比で46%削減」ですが、これは2010年比にすると42%削減であり、国連が示した「2030年までに2010年比45%削減」の目標を下回ることから、本市のCO2削減目標は、国連が示す削減目標と一致させること。

- ②市長は、原発から30キロのUPZ圏内の市長として、川内原発20年運転延長に反対するとともに、川内原発の廃炉、3号機増設反対を知事に要請すること。
- ③九州電力は、全国の電力会社の中でも突出した出力制御を行っており、そのため太陽光発電など再生可能エネルギーに取り組む事業者や市民は売電収入が減少し、維持や償還が難しい状況となっている。このことは国も課題認識を持っており「出力制御対策パッケージ」を打ち出したことから、本市としても再生可能エネルギーをさらに推進する立場から、これらを活用した対策を講じること。
- ④風力発電所計画については、風力発電の大規模化・集中化による騒音、低周波、シャドーフリッカー、基礎工事の巨大化による安全面や周辺環境への悪影響について、住民の不安・不満が寄せられていることから、事業の立案及び計画の段階から情報を公開し、事業者、自治体、地域住民、自然保護関係者、専門家など広く利害関係者を交え、その地域の環境保全と地域経済への貢献にふさわしいものとなるような措置を講じること。
- ⑤森林整備等によるCO2吸収源対策を推進するために、予算を増額して、森林環境を保全するための林道や作業道の整備・補修等に取り組むこと。

【循環型社会の構築】

- ⑥家庭ごみの分別収集を徹底することによって、ゴミの減量を推進すると共に、プラスチック資源循環促進法の施行に伴う対策をすすめること。
- ⑦家庭ごみの「まごころ収集（高齢者等戸別収集サービス）」は、要件を緩和し対象者の拡充を図ると共に、現在、要件を満たす対象者が、利用につながるよう周知徹底と利用促進を図ること。また市内全世帯の「戸別収集」の実施を検討すること。
- ⑧ワンウェイプラスチック製品の使用削減のために、その他本市事業の発注・受注の際ワンウェイプラスチック製品の不使用を要件とする等の取組みを推進すること。
- ⑨DBO方式（公設民営）によるバイオガス施設の新南部清掃工場の事業効果を検証するために、モニタリングの結果を市民に公表し、DBO方式の透明性を図ること。

【人と自然が共生する都市環境の構築】

- ⑩公園内の遊具等の故障、テニスコートやグラウンドの整地不良について、市民の安全確保を最優先にして、予算の拡充を図り、迅速な整備・補修に取り組むこと。

- ⑪公園等の市公共施設の駐車場等に自動車が放置されている問題が未だ解決に至っていない。他の中核市で取り組まれているように早急に条例を制定して、公共用地の適切な管理に努めること。

【生活環境の向上】

- ⑫「人と動物の共生社会」実現のために、動物愛護団体への支援の強化、「犬猫殺処分ゼロ」を継続・維持すると共に、動物愛護管理センター及び隣地の新たな活用策の検討を進めること。
- ⑬市民から10年以上にわたり要望が出されている「公共のドッグラン施設」について検討を行うこと。
- ⑭建物解体時の「レベル3」を含むアスベストの届け出や飛散防止の作業基準の順守を徹底させ、違反業者に対する罰則や指導の強化に取り組むこと。
- ⑮不快害虫であるヤンバルトサカヤステが生息しにくい環境にするために、各局が所管する公共施設周辺及び道路沿いの草木の伐開や側溝や法面の苔落としなどの作業を、駆除活動に適用される特別交付税等の財源も活用して、局間の連携で取り組むこと。

No.3 魅力にあふれ人が集う 活力あるまち 【産業・交流 政策】14項目

【地域特性を生かした観光・交流の推進】

- ①これまでのインバウンド市場一辺倒の観光戦略を抜本的に見直し、観光立国基本法の理念である「住んでよし、訪れてよし」の安全安心の地域住民目線での観光政策への転換を図る施策を講じること。
- ②世界的なパンデミックによって、インバウンドによる観光戦略の脆弱さが明らかになったことから、マリンポートかごしま（人工島）の事業の中止を県に求めること。

【スポーツ交流・振興の推進】

- ③党市議団の市民アンケート調査では、「北ふ頭の多機能複合型サッカースタジアム構想」について、8.7%が「賛成」、59.8%が「反対」、27.0%が「どちらとも言えない」との回答が示されている。当初予算を大幅に超過することは明白であり、市民の理解を得られないまま推進するべきではないことから、同構想の推進を白紙に戻すこと。

④2023年度鹿児島国体および障害者スポーツ大会の結果をふまえて、下記の課題について、さらなる推進を図ることを要請します。

ア、「だれもが気軽に使えるスポーツ施設」をめざし、利用料金の適正化、指導員やスタッフ等の充実を図るための支援策を講じること。

イ、地域のスポーツ活動の拠点である学校開放施設を増やし、用器具の充実、シャワーや夜間照明の整備、スポーツ指導員の配置など、その充実を図るための対策を講じること。

ウ、障がい者の利用できる多機能型スポーツ施設の増設とバリアフリー化、障がい者に配慮した設備や指導者・ガイド・介添え者の配置について支援策を講じること。

⑤大雨後に発生する生見海水浴場の駐車場のくぼ地の大きな水溜は、海水浴場の利用者の減少の要因にもつながることから、国・県との協議を行い、補修のための対策を講じること。

【地域産業の活性化】

⑥令和5年10月1日からスタートした小規模事業者・中小業者に消費税増税をもたらすインボイス制度（適格請求書等保存方式）について、以下の点を要請します。

ア、インボイス制度の中止を国に求めるとともに、インボイス制度によって廃業や売上減少の危機に直面する事業者に対して、市としての相談窓口の設定や支援体制の強化を図ること。

イ、本市の一般会計、特別会計及び公営企業において、消費税免税事業者が本市との商取引や入札から排除されていないように、確認を徹底すること。

ウ、インボイス制度によって、消費税免税事業者が、商取引から排除されないように、独占禁止法等にもとづいて、市当局としても監視を強化し、事業者への周知を行なうこと。

⑦市長公約である「市が発注を行う際には実際に仕事・作業に当たる方の賃金水準が確保されることに留意し、官製ワーキングプアが起こらないようにします」の具体化を図り、自治体が発注する公共事業等に従事する労働者に公正な賃金、労働条件を保障するために、「公契約条例」を制定すること。

⑧新型コロナウイルス感染拡大のもとで休止されていた「住宅リフォーム助成制度」については、経済対策の一環として再開し、地域経済活性化を推進すること。

- ⑨急激な物価高騰によって深刻な影響を受けている中小企業や個人事業主等の事業継続を支援するための対策を講じること。
- ⑩新型コロナ対応の緊急借り入れで積みあがった中小企業等の債務を解決するために、コロナ対応借入分を軽減・免除する仕組みをつくること。
- ⑪中小企業経営の発展にとって採用と人材育成への助成は重要な課題であることから、中小企業が合同で行なう求人活動や社員教育活動への支援を強め、中小企業に就職した若者の奨学金返済を助けている中小企業への補助を行なうこと。

【中心市街地の活性化】

- ⑫商店街・小売店を「地域の共有財産」として位置づけ、「空き店舗の借上げ」、改装費などへの補助及び商店リフォーム助成を行ない、引き続き商店街・小売店の振興に取り組むとともに、創業者テナントマッチング事業等の活用実績とその課題を明らかにすること。

【農林水産業の振興】

- ⑬宅地並み課税の負担軽減と都市型農業を守り充実させる生産緑地の取組みについては、第二次かごしま都市マスタープランに「身近な緑地の保全に向けた市民農園制度や生産緑地地区の指定などの緑地保全制度の導入の検討」と位置付けられたことから、早急に条例化して、実施すること。また後継者育成のための支援策を強化すること。
- ⑭みどりの食料システム戦略については、面積の25%を目標にしているが、目標達成のための具体的な取組を急ぎ、本市でも安心安全な有機農業の普及を図ること。農家の安定した収入の確保のためにも、学校給食に有機米や有機野菜を積極的に取り入れること。

No.4 自分らしく健やかに暮らせる 安心安全なまち【健康・安心 政策】 22項目

【高齢化対策の推進】

- ①第9期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（令和6年度～8年度）の策定において、下記の事項を要請します。
 - ア、敬老パスを無料に戻し、高齢者の公共交通の利用促進を図ること。また運転免許自主返納者の優遇制度については、全ての民間交通会社が利用できるようにすること。

- イ、入浴料を有料化してから利用者の大幅な減少が続いている高齢者福祉センターの入浴料を無料に戻して利用者を増やすこと。また無料で浴室を利用できる対象者の要件には65歳以上の要支援・要介護認定者も加えるなど、拡充を図ること。
 - ウ、全国市長会を通じて、引き続き国に要望すると共に、認知症予防につながる加齢性難聴者への補聴器購入助成制度を、市独自に創設すること。
 - エ、養護老人ホームの閉鎖と民営化によって、養護老人ホームの定数が激減している。養護老人ホームの定数増をはかり、軽費老人ホームなど、低所得者が入所できる介護施設の増設をすすめること。
 - オ、特別養護老人ホームの「待機者ゼロ」を実現するために増設を図ると共に、同施設に生活保護受給者が入所できる多床室を確保すること。
 - カ、介護給付費準備基金を活用して、介護保険料の引下げと減免制度及び利用料の減免制度の拡充を図ること。
 - キ、対象者全員に障害者控除対象者認定書を交付し、税と介護保険料の負担軽減を図ること。また「介護認定申請書」に、同認定書の申請の意志確認ができる署名欄を設ける等、「介護認定申請書」の様式を変更し、対象者全員に障害者控除対象者認定書が交付できるようにすること。
 - ク、介護現場の担い手不足は深刻です。介護職員不足に直面している介護事業所を支援するための施策を講じること。
- ②令和5年度は、株式会社経営の「住宅型有料老人ホーム」の設置者（代表取締役）の「独断専行的」かつ労働法制無視の運営によって、相次ぐ職員の退職（解雇を含む）によって、入居者への適切な介護サービスが提供できなくなったことにより、鹿児島市当局から、介護保険法及び老人福祉法にもとづき70項目にわたる行政指導がおこなわれる事案が発生したが、下記の5つの問題点が、今回の事案を発生させた要因であったと考えることから、本市の現行の有料老人ホームに対する指導指針に、下記の5つの内容を、本市の「指導指針」に加え、抜本的な見直しを図ること。
- 1) 多くの職員を退職・解雇に追い込んだ設置者の不当な労務管理への指導
 - 2) M&A（企業買収）等により設置者が変更された場合への指導
 - 3) グループ経営の中で財務状況の健全性を確保するための指導
 - 4) 全ての入居者のケアプランを同法人所属のケアマネが担当することによって、第三者の外部からの点検が及ばない運営に対する指導
 - 5) 職員の内部告発に対する行政機関の役割強化に関する指導

③後期高齢者医療制度について、下記の事項を要請します。

ア、基金を活用して、保険料の引き下げを行なうこと。

イ、国の通知をふまえて、生活保護基準相当の恒常的低所得者を対象にした窓口負担の減免制度の創設を行なうこと。

ウ、「政府は2024年12月2日、健康保険証を廃止することを決定した」と報じられていますが、マイナ保険証では、相次いでトラブルが発生していることから、紙の後期高齢者医療保険証の存続を図ること。

【地域共生社会の実現】

④民生委員の役割は益々重要になっていることから、民生委員の過重負担の解消や守秘義務等に関する研修などを強化すること。

⑤障害者手帳をもつ全ての方が移動支援を利用できるように対象拡大を図ること。

⑥国保行政について、下記の事項を要請します。

ア、国保事業費納付金の上昇を抑制するために、県の財政安定化基金を活用するように県に要請すると共に、国保税を引下げる措置を講じること。

イ、資格証明書の発行を中止し、無保険の市民を無くすこと。

ウ、2022年度から実施されている子どもの均等割の一部免除は、本市独自に18歳未満の児童への拡充を図ること。

エ、国保税の滞納を理由に、保険証を交付しないことがないようにすること。

オ、国からの通知をふまえて、生活保護基準相当の恒常的低所得者を対象にした窓口負担の減免制度の創設を図ること。

カ、一般会計からの法定外繰入金の継続を堅持して頂きたいこと。

キ、「政府は2024年12月2日、健康保険証を廃止することを決定した」と報じられているが、マイナ保険証では、相次いでトラブルが発生していることから、紙の国民健康保険証の存続を図ること。

⑦県国民健康保険連合会による鹿児島市民の2万6626件の個人情報漏えいは重大な権利侵害であり、再発防止対策と同時に、漏えいした個人情報が「悪用」されていないか、追跡調査を市として同連合会に要請すること。

⑧物価高騰の下で、年金の実質削減が続いています。国連も日本政府に勧告している「最低保障年金制度」の創設及び、年金の引上げについて、国に要請して頂きたいこと。

⑨物価高騰の下で、困難に直面している介護・福祉事業所等に対する支援事業を、令和6年度も継続を図ること。

⑩生活保護行政について、下記の事項を要請します。

- ア、平成25年の生活保護基準の引下げは「違法である」との判決が各地で下されているが、物価高騰の下で、生活保護基準の引上げを国に求めて頂きたいこと。
- イ、令和5年度、世帯人員が減少した場合の住宅扶助費の認定について、当局の誤りによる誤支給が発生する問題が起きている。再発防止対策とともに、職員の研修強化と社会福祉法第16条で定めたケースワーカーの増員及び社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を要する職員を配置すること。
- ウ、移送費、通院移送費の制度の周知徹底を図るとともに、週単位による早い支給を求めると共に、県外の親族の葬儀に参列する場合などの移送費は、出発前に概算支給し、帰鹿してから清算する等の、負担軽減の措置を講じること。
- エ、市独自の法外扶助であった夏季見舞金の復活を図るとともに、冬季加算の抜本的増額を国に要請して頂きたいこと。
- オ、「扶養照会は、扶養の可能性のある者について行なう」「保護申請者の承諾なしに照会を行わない」ことを「生活保護のしおり」に記述すること。
- カ、生活保護の医療扶助について、現行の紙の医療券に代わりマイナンバーカードを利用させることが国で検討されているが、「マイナ保険証」を利用をめぐって、相次ぐトラブルが発生していることから、紙の医療券の存続を国に求めること。
- キ、令和5年4月1日から、自転車利用者に、ヘルメット着用の努力義務が課せられているが、厚労省の事務連絡で、自転車を通勤用や仕事に使っている場合、ヘルメットの購入費を経費として計上できると通知されている。また通学用の自転車についてもヘルメットの購入費を教育扶助の交通費の実費として差支えないとしているが、これらの令和5年度の実績を明らかにしていただくとともに、周知徹底を図って頂きたいこと。

【健康・医療の充実】

- ⑪5類移行後の下記の新型コロナウイルス感染症対策について、本市独自の対策も含めて、2024年度も継続するように要請します。
 - ア、発熱時の受診相談や自宅療養者の体調急変時の相談体制
 - イ、高齢者・障害者施設等の行政検査
 - ウ、治療費と入院医療費の公費支援
 - エ、新型コロナウイルス感染症の「後遺症」の相談体制。

【生活の安全性の向上】

- ⑫世界平和統一家庭連合（旧統一協会）の問題について、下記の事項を要請します。
- ア、本市は、世界平和統一家庭連合（旧統一協会）の関連団体の行事の後援を取り消した教訓にもとづいて、今後の再発防止と共に、公民館等の公共施設の貸し出しを認めない措置を講じること。
 - イ、旧統一協会の被害者を救済するための「被害者救済法」の成立と同協会に対する宗教法人の解散命令が発出されていることをふまえて、市消費生活センターでの相談体制の強化と靈感商法等による被害者の救済と支援策を講じること。
 - ウ、おはら祭りに旧統一協会の踊り連が参加したことについて、市民から異議が寄せられている。同協会が、違法かつ反社会的な活動をしている団体であることは明白であることから、今後は、おはら祭りへの参加を認めない措置を講じること。
- ⑬国道226号喜入防災事業（国直轄事業）については、喜入瀬々串線の沿道の南側部分の歩道整備事業も、同事業計画の中に含まれていることから、南側の歩道整備を最優先の事業として着手されるように国に要請して頂きたいこと。
- ⑭生活空間内での交通量と速度を抑制し、歩行空間を確保するために、相互補完する関係にある「ゾーン30」と「生活道路対策エリア」が一致していない場所がないかを点検すると共に、学童の通学路や園児等の移動経路を経年的に調査して、安全対策を講じること。
- ⑮視覚障害者のための「音響式信号機」の制度を知らない障がい者もいることから周知を図るとともに、市民の要望にもとづき、速やかに設置されるように市としても県に要請して頂きたいこと。

【命を守る危機管理・防災力の向上】

- ⑯職員を増員して指定避難所を増やし、安心して避難できる体制をつくること。
- ⑰昨年12月26日から、気象庁が、火山噴火の際の「緊急速報メール配信」を廃止したことによって、本市が代わって同速報メールを配信しているが、「避難地域の範囲」「噴火の規模」を、同速報メールに表記できるようにするため、元データとなる気象庁のXMLデータの改善を国に要請すること。
- ⑱ハザードマップの整備と活用、避難ビルの拡大、液状化対策を推進すること。
- ⑲本市を川内原発事故の際のUPZ圏内に入れるように知事に要請し、市内全域を対象にした実効性のある避難計画を策定し、避難訓練を実施すること。

- ⑳希望者全員への安定ヨウ素剤の事前配布を行うこと。
- ㉑静岡県熱海市の土石流災害の教訓を踏まえ、2022年5月、盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する盛土規制法が成立したことを踏まえ、「鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例」を許可制にすると共に、監視体制及び罰則の強化を図ること。
- ㉒流域治水協議会には、地域住民の代表も参加できるようにすること。

No.5 豊かな個性を育み未来を拓く 誇りあるまち【子ども・文教政策】24項目

【少子化対策・子育て支援の推進】

- ①保育所等の「待機児童ゼロ」を早期に達成すること。また待機児童が最も多い谷山地区には市立保育所が設置されていないことから、保育の受皿を、民間まかせにしないで、市立保育所の設置を検討すること。
- ②離婚調停中の「ひとり親家庭」の保育申請の際の点数は、「ひとり親家庭」と同一とすること。
- ③常勤保育士だけでなく、パート保育士の賃金改善が着実に実施されるようにすること。尚、パート保育士の賃金・労働条件の実態を把握すること。
- ④現在の幼児教育・保育の無償化は、対象が3歳～5歳、住民税非課税世帯の0歳～2歳に限られていることから、給食費が実費徴収になり、保育施設の事務負担が増し、新たな負担増となった保護者もいます。国に対して、保育の無償化の対象拡大を求めると共に、保護者の負担増とならないように、市独自に給食費も含む無償化に取り組むこと。
- ⑤児童クラブの「待機児童ゼロ」を達成すること。そのためにも安定した雇用が確保できるように常勤の支援員を配置し、福利厚生の拡充など抜本的な処遇改善を図ること。

【子どもの健やかな成長への支援】

- ⑥「ひとり親家庭医療費」「重度心身障害者等医療費」の対象者全ての窓口負担の無料化を県に求めると同時に、市独自に「現物給付」を実施すること。
- ⑦こども医療費助成の対象は、高校卒業まで拡充し、立替払い無しの窓口無料化を実施すること。
- ⑧就学援助の給食費の立て替え払いの解消を図ること。

- ⑨既に、県内38の自治体で「学校給食の無償化」が実施されていることをふまえて、本市においても「学校給食の無償化」を実施すること。
- ⑩本市でも児童虐待の相談や対応事例が増えている中で、家庭を訪問して弁当を配布し児童を見守る「鹿児島市子ども宅食見守り事業」の事業主体の対象拡大や配布する家庭を増やすための措置を講じること。
- ⑪本市の児童相談所の早期開設を行うこと。
- ⑫学校のトイレに生理用品を常設し、児童生徒の「生理の貧困」の解消を図ること。

【学校教育の充実】

- ⑬少人数学級の推進やいじめ・不登校など様々な課題に対応するため、抜本的な教職員定数の増員と代替の確保に努めるとともに、教職員の長時間労働の是正と勤務条件の改善を図ること。
- ⑭本市の不登校は、児童生徒の合計で、一昨年1000人を越えましたが、昨年は1500人を超え、深刻な現状となっている。フリースクールは学校に通えない児童生徒の居場所としての役割が強まっており、さらなる連携と財政的な支援を講じること。
- ⑮いじめの「重大事態」について、「鹿児島市いじめ問題等調査委員会」の報告（答申）が行われていない事案について、「報告」が早急に完了するように対応を強めるとともに、被害生徒児童への適切な対応と「いじめの防止対策」に生かすこと。
- ⑯「小中一貫校」問題については、地域住民や保護者間の合意形成を重視すること。
- ⑰住民合意のない学校の統廃合計画の推進は中止し、小規模校の充実を図るとともに、児童減少地域の児童数を増やす対策を講じること。
- ⑱現在、吉野地域の吉野小学校、吉野東小学校は、児童数1100人を越えて市内でも2・3番目の規模となっており、市教育委員会が適正規模を検討しなければならない「過大規模校」に指定されている。吉野地域は今後も区画整理事業の進展で児童が増えることから、児童ひとり一人に目が行き届き、安心して過ごすことができる、ゆとりある教育環境を整えるため、吉野地域に新しい小学校を建設すること。
- ⑲特別支援学級の教室・教員不足の解消を図ること。
- ⑳1校に1人のICT支援員を配置し、教員の負担軽減を図ること。
- ㉑学校教育の一環である自校方式の学校給食に民間委託の導入を中止すること。
- ㉒市独自の給付型奨学金制度を創設すること。

②③卒業後の市内就職者への奨学金返還支援制度を創設すること。

【生涯学習の充実】

②④公共施設のバリアフリー化と、磁気ループや Wi-Fi 設備の整備を推進すること。

No.6 質の高い暮らしを支える 快適なまち 【都市・交通 政策】 17項目

【機能性の高い都市空間の形成】

- ①吉野第二地区土地区画整理事業では、吉野地区土地区画事業では設定されなかった「保留地」が設定されている。同地域では、市民の地域住民の負担に差があることは不公平感につながるため、「保留地」を無くすこと。また保留地で補おうとしている財源については、県の県道整備補助金を元の10%に戻して確保するよう県と協議すること。
- ②吉野地域の県養護学校跡地については、令和4年度末に吉野第二地区土地区画整理事業の換地設計が完成することから、本格的な活用において県と協議の場を設けること。

【暮らしやすい生活基盤の構築】

- ③住民の利便性向上につながる生活道路整備事業は、地域住民や地権者の協力が不可欠であるが、市道拡幅のために土地を提供する際の1㎡あたりの価格が長年に亘り改定されておらず、地価公示法にもとづいて適正な価格とは言えないことから、他都市調査や法制相談等をふまえて、令和6年度、抜本的な単価改定に取り組む、住民の協力が得られるようにすること。
- ④市営住宅の家賃減免について、下記の事項を要請します。
 - ア、初回の家賃滞納が発生した時点で家賃減免の制度を周知し活用を促すこと。
 - イ、家賃減免の対象となるモデルケースを示して、入居者への広報に努めること。
 - ウ、家賃減免を利用している世帯には、翌年度も利用できるように申請書類等を配布し、手続きの更新が円滑に図られるようにすること。
 - エ、令和5年度から、家賃減免申請の際、預金通帳の提出を義務づけたことによって申請しなかった事例が見られる。預金通帳の中には、申請とは無関係な個人情報もあることから、預金通帳の提出の義務化は廃止すること。
- ⑤「公共施設等総合管理計画」に基づく1212戸の市営住宅の廃止計画を中止するとともに、市営住宅の居住環境の改善や生活向上を図ること。
- ⑥2020年4月の民法改正にともない、国の標準条例案では保証人の項目を削除していることから、「保証人を不要とする」対応を検討すること。

- ⑦裁判所の証明等の要件を充たせば、離婚調定中の「ひとり親世帯」も市営住宅に入居できる措置を講じること。
- ⑧令和6年度から実施される市営住宅の駐車場の使用料徴収に関して、下記の点を要請します。
- ア、物価高騰の下で月額2千円の駐車場使用料の徴収は、入居者にとって重い負担であることから、さらなる引下げを検討するとともに、少なくとも、指定管理者への5年間の委託期間中は、経過措置（月額千円への引下げ）の延長を図ること。
- イ、指定管理者から「日常の見回り・点検への協力」の再委託をうける駐車場管理組合（福祉会）に対して、各組合が要望する委託料に応えとともに、委託内容を明確にして指定管理者および本市の責任と役割を明確にすること。
- ウ、指定管理者からの「再委託」に応じられなかった市営住宅の駐車場管理について指定管理者および本市が責任をもって対応すること。
- エ、駐車場使用料を、市営住宅の駐車場整備のために、どのように活用するのか、予算と整備内容を明らかにし、それぞれ市営住宅に示すこと。

【市民活動を支える交通環境の充実】

- ⑨交通局、船舶局については、新型コロナウイルス感染症拡大時に、国の減収補填債を活用したが、令和6年度からの償還は経営に大きな負担を強いることになるため、国の償還の猶予や免除を求めて頂きたいこと。
- ⑩公共交通不便地域の基準や対象の拡充を図り、交通弱者の交通権を守ること。
- ⑪地域住民の実態と要望をふまえて、乗合タクシーの利便性の向上を図ること。
- ⑫交通局の市営バス路線のこれ以上の民間移譲及び市営バスの減便と運賃引上げはしないこと。
- ⑬路線の委託については、民間事業者のドライバー不足により直営に戻す状況が、令和3年、5年と続いている。路線の委託を続けるために、路線の減便をすすめるのではなく、公共交通を守るために直営に戻すこと。
- ⑭バスの運転士不足が叫ばれる中、市交通局の会計年度任用職員のバス運転士の雇用継続と賃金・労働条件の抜本的な改善を図ること。
- ⑮官民一体となって、路線バスを守り充実を図るための対策を講じること。
- ⑯公共交通を守るために、住民の共助による地域主体の運営に対する支援ではなく民間に移譲された路線を利用する市民の交通権を保障するために、不採算路線への財政支援を行なうこと。
- ⑰桜島地域の人口減少をくい止めるために、住民から要望が出されている桜島地域住民に対する桜島フェリー自動車航送運賃の負担軽減を図ること。

以上。